

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

東京歯科保険医協会

2020年4月13日作成

<歯科医院対応>

Q スタッフに感染の疑いが出た場合、歯科医療機関としてどうしたらよいか。

保健所への連絡、滅菌、休診をしなければならないか。

A スタッフに感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。現在の対応ですと、2週間の休診指示が出る可能性が高いです。歯科医療機関内の消毒は保健所では実施してもらえません。各歯科医療機関で行うか、業者に依頼することになります。費用は自己負担です。

Q 新型コロナウイルスが流行っているが、どのような対応をしたらよいか。

A 院外・院内掲示によって、患者さんに発熱などの症状がみられるなどで新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応策や、自院での院内感染防止対策などを知らせている歯科医院が多いようです。院内掲示があるだけでも患者さんは安心感を得ることができます。協会 HP 内にひな形(テンプレート)などがありますので、ぜひご活用ください。

Q 院内感染がおこった病院の近くにあり、今後の診療はどのようにしたらいいか。緊急事態宣言がされたことにより休診にしたときの補償などあるのか。

A 緊急事態宣言がされましたが、法律の範囲外のため、歯科医院に対して強制的な業務停止命令が出されることはありません。そのため、休診の判断は、各院長・管理者に委ねられます。また、政府は大規模な経済的補償を策定していますが、歯科医院の予防的閉鎖に対しての助成金や補償などは現在のところ出ていません。その代わりに、融資制度や労働者の雇用継続に対する助成金が設けられています。

<助成金、融資制度等>

Q 労働者の雇用継続に対する助成金について教えてほしい。

A ①雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるすべての事業主が対象となります。従業員の雇用維持のためにご活用ください。

対象事業者	要件	助成率	対象期間	申請開始時期	窓口
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で雇用保険適用事業主	1カ月の生産指標▲5%など	4/5（中小企業） （解雇を行わない場合は9/10）※	2020年4月1日から2020年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。	4月13日より	最寄りのハローワーク

※1日1人あたりの助成額単価は8,330円が上限とされています。

上記の通り、申請要件などが大幅に緩和されています。具体的には、3カ月間の生産指標※が▲10%であった要件が、1カ月▲5%でも可能とされたことなどです。詳細は以下を参照ください。

※生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。

厚労省HPより

特例措置について：<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

ガイドブック：<https://www.mhlw.go.jp/content/000621160.pdf>

（事業者の方へ）

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ
雇用調整助成金の特例を拡充します**

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賞金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。
令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相替後の助成率（※1、2）	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/6	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件（※3、4）を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練（※5） ※5 教育訓練（自宅インターネット等を用いた教育訓練含む）を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常期	1年以内100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 労働時間1人1日当たり、E-SO2020に準じます。（※2は2020年7月以降）
※2 休業手当、休業手当の額が賃金の50%未満の場合は、50%未満の額をE-SO2020に準じます。
※3 休業手当の額が賃金の50%未満の場合は、50%未満の額をE-SO2020に準じます。
※4 休業手当の額が賃金の50%未満の場合は、50%未満の額をE-SO2020に準じます。
※5 教育訓練の実施は、令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）に限ります。

厚生労働省HP
LL020410企01

（事業主の方へ）

**雇用調整助成金
ガイドブック（簡易版）**

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

緊急対応期間
（4月1日～6月30日）

このガイドブックは、緊急対応期間（令和2年4月1日～6月30日）に休業を実施した場合についての実施要件や助成額、申請方法をわかりやすく記載した簡易版です。
その他の期間に休業を実施した場合は助成額等が異なります。
このほか、教育訓練を実施した場合等、出向を休業させた場合等については、通常版のガイドブックを参考にしてください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）
令和2年4月13日現在

PL020413企01

申請様式の簡素化について：<https://www.mhlw.go.jp/content/000620880.pdf>

様式一覧：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouhouseijoseikin_20200410_forms.html

特例措置に関するQ A：<https://www.mhlw.go.jp/content/000621076.pdf>

問い合わせ先：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000620559.pdf>

上記内容はすべて以下のURLで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/pageL07.html

②新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対して助成されます。

対象事業者	要件	支給額	適用日	申請窓口・期間
①*又は②*の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させていること	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。	令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇	学校等休業助成金・支援金受付センター TEL: 0120-60-3999 期間: 2020年3月18日～6月30日まで

※①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

※②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

なお、4月1日以降の休業に関しても助成の対象となります。

詳しくは下記をご参照ください。

厚労省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/pageL07_00002.html

Q 事業主向けに給付金などもあると聞いたがどのような制度か教えてほしい。

A 中小企業庁より、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給すると発表がありました。「持続化給付金」といった制度です。

対象事業者	要件	給付額	相談窓口
中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象。	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少していること。	・法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限。 ・売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）	中小企業 金融・給付金相談窓口 Tel: 0570-783183

申請方法など詳細は決まり次第順次発表されます。以下をご参照ください。

持続化給付金に関するお知らせ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

経産省HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

Q コロナウイルス関連の融資制度について教えてほしい。

A 以下を参考にしてください。

① 独立行政法人福祉医療機構医療貸付事業

- ・長期運転資金
- ・償還期間(据置期間) 10年(5年)
- ・貸付利率 当初5年間1億円まで無利子 6年目以降0.2%
- ・保証人必要(保証人不要の場合+0.15%)
- ・貸付限度額 4,000万円(無担保)
- ・融資の相談 独立行政法人福祉医療機構融資相談窓口 TEL 03-3438-9940

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

② 東京都制度融資(東京信用保証協会)

- ・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資
- ・貸付限度額 2億8,000万円
- ・貸付利率 期間などにより異なります。詳細は窓口にご確認ください。
- ・返済期間 運転資金 10年以内(据置期間2年以内を含む)
設備資金 15年以内(据置期間3年以内を含む)

※歯科診療所はセーフティネット4号、5号ともに指定業種となります。

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/>

③ 日本政策金融公庫等

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 運転資金、設備資金 無担保
- ・貸付期間 設備 20 年以内、運転 15 年以内（うち据置期間 5 年以内）
- ・融資限度額(別枠)中小事業 3 億円、国民事業 6,000 万円
- ・金利 当初 3 年間 基準金利マイナス 0.9%、4 年目以降基準金利

その他、各公的融資機関が特別な融資条件を提示中

詳細は各金融機関窓口及び経産省HPにてご確認ください。

経産省HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

Q 経営悪化した場合の納税についての優遇措置などはあるか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は税務署で行いますので、まずは所轄の税務署にご相談ください。

Q 確定申告が済んでいないのだが、怖くて税務署に行けない。

A 確定申告期限に関しても個人事業主であれば、4月17日以降も柔軟に対応すると国税庁が発表しております。詳細は以下をご確認ください。

国税庁より

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

<共済制度>

Q 新型コロナウイルスにり患し、休診にした場合、協会の休業保障制度や第2休保は対象となるのか。

A 加入者が新型コロナウイルスにり患した、もしくはり患した疑いがあるなど、第三者の医師が診断し、休業を必要と認めた場合は、給付の対象となります。詳しくは共済部（03-3205-2999）までお問い合わせください。

<労務>

Q 新型コロナウイルスのスタッフや患者さんへの感染が怖いので、診療所を2カ月程休診にしようと思う。スタッフは全員パートなのだが、給与は支払わなければいけないか。

A 予防的休診は現在のところ、事業主都合と判断される可能性が非常に高く、労基法上では60%の給与の支払いが求められます。厚労省の見解では、できる限り100%の給与支払を求めています。従業員からも要請があれば、助成金の活用や、有給休暇の消化などを話し合いの上で決めましょう。

Q 従業員から倦怠感があるため、当分の間、休みたいという申請があった。この場合、給与の支払いはどうなるか。

A 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得するか、有給休暇日数がなければ欠勤扱いで問題がないかなどの確認はした方が良いでしょう。

Q 政府から診療所閉鎖の指示がおりた場合や、自粛による売り上げ不振で休診する場合、従業員に対しての給与の支払いはどのようになるか。

A 現在の法律では指示はできませんが、今後緊急的にそのような状況になった場合は事業主都合とは言えない状況になりますので、給与の支払い義務はなくなる可能性が高いです。また、厚労省の見解では、自粛による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払い義務を課すことは難しいとしており、日本労働弁護団は最終的に裁判所の判断になるとしています。

Q 新型コロナウイルスの影響で患者が激減し、4月から採用予定だった歯科衛生士の採用を見送らなければいけなくなった。こちらから採用通知は郵送してしまったが、取消はできるか。

A 厚生労働省の指針では、内定取り消しの対象となった人に対し、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、内定取り消しを受けた人への補償等の要求には誠意を持って対応することとされています。一切のフォローがなく、法律上補償も必要ないと決めつけて、一方的に内定取り消しを行うことは労働訴訟に発展しかねません。苦しい状況なのは理解できますが、内定が決まっていた人は翌月からの所得が一切なくなり、生活もままならなくなってしまうこともよく考えて、必ずアフターフォローは行ってください。

Q 今回のコロナウイルス感染症の影響で、診療所の開院時間を変更したい。従業員も時差勤務をお願いする。手続きはどのように行うべきか。

A 診療所の時間変更については、保健所と厚生局に届出が必要です。長期にわたる変更である場合は、必ず届出をしてください。従業員の方に対しては、労使協定を結んだ上で行う必要があります。今回のコロナウイルス感染症に伴う業務時間変更に関しては、既に1年間の36協定を結んでいる場合でも、特例的に変更を認めています。

<緊急事態宣言への対応>

Q 「緊急事態宣言」はどの程度の期間続くのか。

A 「緊急事態宣言」を行う際は、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合と、全国的かつ急速な、まん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合の2つの要件をいずれも満たす必要があると定められています。

今回の対象地域は東京、埼玉、神奈川、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県とされ、期間に関しては現状5月6日までの1か月間とされましたが、状況によっては延長される可能性もありますので、留意してください。

Q 緊急事態宣言が出されたが、ロックダウン＝都市の封鎖はできるのか。

A 厚生労働省などによりますと、日本で「ロックダウン」＝都市の封鎖を行うには、根拠となる法律が必要ですが、施行された「新型コロナウイルス対策特別措置法」には、「ロックダウン」という言葉は、どこにも書かれておらず明確な定義もありません。

Q 宣言が出されたが、外出もできなくなってしまうのか。

A 特措法では外出禁止まで強制させることはできません。特措法の45条では「都道府県知事は生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅、または、これに相当する場所から外出しないこと、その他の感染の防止に必要な協力を要請することができる」と書かれていて、あくまで外出自粛の「要請」にとどまり、外出した際の罰則はありません。

Q 交通なども制限されてしまうのか。

A 交通機関についても、都市封鎖するために公共交通機関を止めることは法律で定められていません。特措法の20条と24条には、総理大臣や都道府県知事は、鉄道会社などの「指定公共機関」と、総合調整を行うことができるとされています。これはストップさせるというよりも、感染が拡大した際でも

公共機関の職員は働かなければいけないため、「最低限、交通機関を動かしてください」というものです。鉄道などを止めることは想定していません。また、道路についても、特措法で封鎖できるという規定はありません。

Q 店舗、施設などは休業しなければいけないのか。

A 店舗などの営業についても、特措法の 45 条 2 項で「多数の者が利用する施設」は、使用制限や停止を「要請」できるとなっていて「多数の者が利用する施設」は政令で定められています。主なものは、映画館や展示場、百貨店やスーパーマーケットのほか、ホテル、美術館、キャバレー、学習塾などとなっています。

ただし、スーパーマーケットのうち、食品、医薬品、衛生用品、燃料など、生活必需品の売り場だけは営業を続けることができます。民間企業などを強制的に休業させる直接的な規定はありません。歯科診療所や診療所、病院などは、特措法の 45 条 2 項で定める「多数の者が利用する施設」には該当しませんので、休診などを要請されることはありません。

以上